新潟県上越市名立区折戸
字巻澤冷
二四一九番二　一号
二四一七番二　二号
二四一二番二　三号及び四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から四十号までを順次結んだ線及び標柱五号と四十号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県上越市名立区折戸
字巻澤冷
二四〇六番三　五号から九号まで
二四〇八番四　十号及び十一号
二四〇六番二　十二号及び十三号
字ヒカゲ
二一五九番三地先道路敷　十四号
二一五九番三　十五号から十七号まで
二一五八番　十八号
二一五九番二　十九号及び二十号
二一六一番二　二十一号
二一六〇番三　二十二号から二十四号まで
字高澤レ
二一一九番二　二十五号から二十七号まで
二一一九番四　二十八号
二一一九番一地先水路敷　二十九号及び三十号
二一一九番三　三十一号
二一五六番二地先道路敷　三十二号
二一五六番二　三十三号から三十五号まで
二一五五番　三十六号から四十号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱四十一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱四十一号と五十八号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区折戸
字高澤レ
二一五四番　四十一号から五十一号まで
二一五三番二　五十二号から五十四号まで
二一五二番二　五十五号から五十八号まで
ニ　次に掲げる土地に存する標柱五十九号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱五十九号と六十六号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県上越市名立区折戸
字高澤レ
二一一四九番二　五十九号から六十六号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
トヤ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と十号までを順次結んだ線及び標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十九年建設省告示第六百六十一号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県中魚沼郡津南町大字三箇
乙二七五六番二二地先道路敷　一号
乙一四五六番一　二号
乙二五五七番一　三号から八号
乙二六二八番三　九号及び十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下ノ沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第四百九十号で指定した下ノ沢川に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県上越市安塚区細野
字批杷田　一〇三八番一　一号及び二号
字沢田　一一二八番一　三号及び四号
一一三〇番　五号
一一三一番　六号
一一三二番　七号
一一七二番二　八号
一一七六番一　九号
字坪ノ口　一一八三番一　十号
一二〇一番五　十一号
一一九七番一　十二号
一一八六番　十三号
字道官屋敷　一一二二番二　十四号及び十五号
一一二二番一　十六号
一一二四番二　十七号
一一二五番一　十八号
字欠ノ下　一〇六五番二　十九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小黒川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和十年内務省告示第五百八十五号で指定した小黒川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県上越市安塚区高沢字八幡
一〇〇八番三　一号及び二号
一〇〇八番四　三号
一〇〇八番九　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十三号までを順次結んだ線及び標柱五号と十三号を昭和十年内務省告示第五百八十五号で指定した小黒川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第五百八十五号で指定した小黒川に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県上越市安塚区
高沢字南川原　二七三番　五号
二本木字森　一二二三番　六号
一二二一番三　七号
一二三二番　八号
一二三一番　九号
円平坊字北田　三四七番　十号
三三八番　十一号
三三五番一　十二号及び十三号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
筒石川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第千七百八十八号で指定した仙納川に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県糸魚川市大字仙納
字外平　三二五九番　一号
三二五八番　二号
字大谷　九四九番　三号
九四七番二　四号
九二八番二　五号
九二七番四　六号
九三八番三　七号
新潟県糸魚川市大字筒石
字袋　五九四番三　八号
五七〇番九　九号及び十号

○国土交通省告示第千百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年十月十九日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画公園事業三・三・二百十一―十七号岩倉公園
三　事業施行期間　自平成二十四年十月十九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府茨木市岩倉町地内
使用の部分　なし

○防衛省告示第二百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十四年十月十九日
防衛大臣　森本　敏
日　時　平成二十四年十月二十九日（予備、同月三十日）の〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等
その他　自衛艦七隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十四年十月十九日
防衛大臣　森本　敏